

特定住宅建設瑕疵担保責任の履行に関する特約

受注者は、この請負契約の目的物に関して、特定住宅瑕疵担保履行法に基づき、特定住宅建設瑕疵担保責任の履行を確保するため、以下のとおり住宅建設瑕疵担保責任保険の加入を行う。

- (1) 保険法人の名称

- (2) 保険金額

- (3) 保険期間

- (4) 保険内容（特定住宅瑕疵担保履行法第2条第6項第2号イ及びロの事項）

以 上

特定住宅建設瑕疵担保責任の履行に関する特約

受注者は、この請負契約の目的物に関して、特定住宅瑕疵担保履行法に基づき、特定住宅建設瑕疵担保責任の履行を確保するため、以下のとおり住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う。

(1) 供託所の所在地

(2) 供託所の名称

(3) 建設瑕疵負担割合（共同請負の場合のみ記入）

以 上

（なお、共同請負の場合は、建設業者それぞれが上記事項を記載すること。）